

奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校 クラブ規定

第1章 総則

第1条 クラブは、生徒会会員によって組織され、それぞれの技術の向上及び心身の練磨・育成を目指す。

第2条 クラブは、文化系クラブと体育系クラブの二系統をおく。

2. 文化系クラブは、文化委員会に所属し、体育系クラブは、体育委員会に所属する。

第3条 クラブは、生徒会行事には積極的に協力しなければならない。

第2章 クラブの構成

第4条 クラブは、部長及び会計責任者を選出しなければならない。

2. 部長は、自己の所属するクラブを統率するとともに、クラブを代表し、その活動全般に関して生徒会に対する責任を負う。

第5条 クラブは、顧問教諭をおかななければならない。

2. 顧問教諭が欠けた場合、当該クラブの在り方については、学校長の指示に従わなければならない。

第3章 クラブの結成

第6条 クラブの結成の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 発起人は、当該クラブに関する書類を作成し、その所属すべき専門委員会に提出する。またその発足にあたっての構成人数は、3名以上を必要とする。
- (2) 当該専門委員会は、前号の書類を審査・認定した上で、学校長及び総務委員会に提出する。
- (3) 総務委員会は、学校側の審議の結果を受けた上で、前号の書類を審議し、出席者の過半数の支持をもって生徒大会に提出する。
- (4) クラブ結成は、上記の手続きを踏んだ後、生徒大会において、会員総数の過半数の支持をもって承認される。
- (5) 承認されたクラブは、生徒大会の翌日から活動することができる。ただし、承認後6カ月間は、同好会として活動し、その活動が特に問題がないと学校側・総務委員会・当該専門委員会が判断した場合は、正式にクラブとして認定される。

(6) 同好会の期間は、生徒会予算請求の権限は持たない。

2. 前項に定める書類に記す事項は、次のとおりとする。

- (1) クラブ名
- (2) クラブ結成の発起人及びその代表者の氏名
- (3) 顧問教諭氏名・印
- (4) クラブの趣旨・目的
- (5) クラブの活動内容及び活動範囲（時間・場所等）
- (6) クラブ成員の対象層（概略）
- (7) 予算請求額（概算）

第4章 クラブの解散

第7条 クラブは、自主的に解散することができる。ただし、解散の理由を総務委員長に報告しなければならない。

第8条 前条の場合、当該クラブの代表者は、総務委員会に次の事項を記した解散届を提出しなければならない。

- (1) クラブ名
- (2) 解散理由
- (3) 収支状況
- (4) 最終顧問氏名・印
- (5) 代表者及び会計責任者氏名

第9条 前条の届出があった場合及び次の事由があった場合、総務委員長は、総務委員会を招集し、審議の上、当該クラブの解散を議決する。

- (1) クラブ員の怠慢、その他の理由によって、クラブの運営が、事実上不可能なことが発覚した場合。
- (2) クラブ活動の目的が、私利本位のものであるとみなされる場合、その他明らかに本来の目的と違っているとみなされる場合。

第10条 前条の議決が行われた場合、生徒会長は、生徒大会を招集し、審議の上、当該クラブの解散を議決する。

第11条 前条の議決を経て解散が決定したクラブの会計責任者は、当該年度の予算残額及びすべての所有財産を生徒会に返還しなければならない。

第5章 加入・脱退・除名

第12条 会員のクラブへの加入及び脱退・除名に関しては、各クラブにおいて規定する。

第6章 運営

第13条 文化委員会及び体育委員会は、毎年度初に、各委員会に所属するクラブを全会員に知らせなければならない。

第14条 各クラブの校外活動及び外部諸団体への加入は、事前に顧問教諭の承認を得た上で、当該専門委員会に報告しなければならない。

第7章 会計

第15条 各クラブは、毎年度、会計規定に則して、予算見積書の提出・予算の使用・決算報告書の提出等を行う。

第16条 各クラブは、顧問教諭の承認を得た上で、校内及び校外の団体または個人による寄付を受けることができる。

附 則

本規定は、2009年、生徒大会において承認された日の翌日から施行し、2009年度から適用する。